

スポーツガイドライン（仮称） 骨子（素案）

平成29年〇月〇日

運動・スポーツガイドライン（仮称）策定に向けた作業部会

スポーツガイドライン（仮称）-骨子（素案）-

平成29年〇月〇日

運動・スポーツガイドライン（仮称）策定に向けた作業部会

第1章 スポーツ施策の方向性～第2期スポーツ基本計画の議論を踏まえて～

- スポーツ基本法（平成23年8月施行）では、スポーツは、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものであり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であることが規定されている。
- 全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会を確保することは、あらゆる世代の人々にとって大きな意義がある。
- また、同法において、スポーツは、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と規定されており、スポーツの範囲は広く捉えられている。
- スポーツ基本法に基づいて策定される「スポーツ基本計画」は、現在スポーツ審議会において「第2期スポーツ基本計画」の策定に向けた議論が行われているところであるが、その中においても、「スポーツには、競技としてルールに則り他者と競い合い自らの限界に挑戦するものや、健康維持や仲間との交流など多様な目的で行うものがある。例えば散歩やダンス・健康体操、ハイキング・サイクリングもスポーツとして捉えられる。」とされている。
- すなわち、スポーツには、「オリンピック・パラリンピック競技種目のようなものだけでなく、スポーツ・レクリエーション活動や、新たなルールやスタイルで行うニュースポーツ」なども含まれるため、まさにスポーツはすべての国民生活に大きくかかわっていると見える。
- さらに、スポーツへの関わり方としては、スポーツを「する」ことだけでなく「みる」「ささえる」ことも含まれる。「第2期スポーツ基本計画の策定について（中間報告）」においても、「「みる」ことがきっかけで「する」「ささえる」

ことを始めたり、「ささえる」ことで「する」ことのすばらしさを再認識することもあり、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことで全ての人々がスポーツに関わり、その価値が高まっていく」と盛り込まれている。

- このように、「スポーツを「する」人を増やしつつ、これに加え、「みる」「ささえる」人を含めて「スポーツ参画人口」として捉え、これまでスポーツに無関心であった人々や、したくてもできなかった人々も巻き込んで、全ての人がスポーツに関われるようにしていくことが重要」であり、スポーツへの多様なかかわり方を念頭においた上で、検討を進める必要がある。
- その上で、スポーツが果たしている役割や効果等をしっかりと認識した上で、その重要性を広く国民にわかりやすく伝えることが不可欠である。

第2章 本ガイドラインが目指しているもの

1. スポーツガイドラインの必要性

- スポーツは、年齢、性別、障害の有無等に関わらず、誰もが参画できるものであり、国民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しむことができる環境を整備し、スポーツへの参画(する・みる・ささえる)を促進することは重要な課題である。
- しかしながら、成人の週1回以上のスポーツ実施率は、平成27年度で40.4%と低調になっており、年代別に見ると、20代・30代の働き世代の実施率が特に低くなっている。また、この1年間に運動・スポーツを行わなかった者の割合は22.6%にも達しており¹、「スポーツ基本計画」(平成24年3月策定)に掲げている成人の週1回以上のスポーツ実施率を3人に2人(65%程度)及び成人のスポーツ未実施者(1年間に一度もスポーツをしない者)の数をゼロに近づけるという目標には遠く及ばない状況にある。
- また、1週間の総運動時間が0分の子供は、小学5年生の男女及び中学2年生男子で約3～5%占め、中学2年生女子に当たっては約15%にも及ぶことから子供のころからのスポーツ習慣の確立は大きな課題である²。

¹ (出典)「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査(平成27年度)」に基づく文部科学省推計

² (出典)文部科学省「平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

- 国民医療費が、年間約 40 兆円にも達している中、スポーツは医療費抑制効果があるとの調査結果も出ており、各世代におけるスポーツ実施者の拡大は重要である。
- さらに、公益財団法人笹川スポーツ財団の「スポーツライフ・データ 2014」によると、直接的なスポーツ観戦率は、全体で 31.6%であるが、「過去 1 年間に運動・スポーツを実施していない」層については、17.8%と低くなっている。また、スポーツボランティアの実施率についても、全体で 7.7%であるが、「過去 1 年間に運動・スポーツを実施していない」層については、1.1%と非常に低くなっている。
- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、運動・スポーツへの興味・関心を高める絶好の機会にあり、スポーツ参画人口拡大に資する取組の強化は喫緊の課題である。
- このような中、日本再興戦略 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）では、「参加しやすい新しいスポーツの開発・普及等や職域における身近な運動を推奨、ライフステージに応じた運動・スポーツプログラム等の充実（中略）について検討し、今年度中にその方向性について結論を取りまとめる。」とされている。
- また、「第 2 期スポーツ基本計画の策定について（中間報告）」では、「国は、「する」「みる」「ささえる」スポーツの楽しみ方や関わり方等を分かりやすく提案するとともに、スポーツ未実施者への働きかけやスポーツの継続的实施のための方策等について整理した「ガイドライン」を策定し、その普及を通じて 地方公共団体やスポーツ団体等の取組を促進することにより、誰もがライフステージに応じてスポーツに親しむ機会の充実を図る。」という内容が盛り込まれている。
- 以上のように、スポーツの意義や価値、位置づけなどを分かりやすく提示するとともに、それぞれのステークホルダー（関係者）の役割を国民の立場に立ってわかりやすく解説した、「スポーツガイドライン」を策定することで、スポーツ参画人口の拡大を図ることが求められている。

2. 本ガイドラインの方向性

- このような中、平成 27 年 10 月に発足したスポーツ庁においては、国民のスポーツへの参加意欲を向上させ、自主的、かつ、積極的にスポーツ活動に取

り組める環境の整備を図っていくことが求められている。

- また、平成 28 年度調査においては、「運動・スポーツが嫌いな理由」のうち、「苦手だから」と挙げた者の割合は、〇%と非常に高い割合となっているとおり、スポーツへの心理的ハードルを下げることは、スポーツ参画人口を拡大する上でも重要な課題である。
- これらのことは、平成 23 年 7 月 15 日に日本体育協会と日本オリンピック委員会が採択した「スポーツ宣言日本～二十一世紀におけるスポーツの使命～」において、「スポーツは、自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化である。」と記載があることを踏まえ、本ガイドラインにより、自主的に何らかの意図や目的を持って、楽しくスポーツを「する」「みる」「ささえる」者を増やすことに重きが置かれるべきであると考ええる。
- すなわち、スポーツを通じて健康で豊かな生活が送れるよう、スポーツが生活の一部として浸透し、我が国の文化として根付かせることが最大の目的であり、それに資するガイドラインの策定が必要である。

3. 本ガイドラインの「対象者」及び「利用者」

- スポーツの魅力や意義をより広く発信していくためには、前述のとおり、スポーツの内在的・外在的価値を広く国民にわかりやすく伝えるとともに、全てのステークホルダーの取るべき行動について気づきや動機を提供することが必要である。そのことが、より多くの人々のライフステージに応じたスポーツへの自発的かつ多様なかわり（スポーツ参画：する・みる・ささえる）の促進につながると考えられる。
- 想定されるステークホルダーは、スポーツ指導者、地方公共団体及び民間団体（スポーツ団体・企業・マスコミなど）など、幅広く想定され、ひいては、国民のスポーツ参画促進につなげていくことが期待される。
- また、全てのステークホルダーにスポーツ参画による利益が生まれることで、スポーツへの永続的な参画並びにスポーツの自主性の確保につなげることはもとより、過剰な私益の追求がスポーツの価値を損なうことがないように、スポーツにおけるインテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）を高めるよう促すことに留意が必要である。
- 以上の点を踏まえて、第 3 章においては、スポーツ庁が目指している方向

性及び目標値を示しつつ、それらを達成するために、それぞれのステークホルダーにおけるアクションや実践例の見える化を図ることで、国民のスポーツ参画を促進する。

4. 今後の検討課題

- スポーツ参画者を増やしていくに当たって、スポーツに興味・関心のない層をスポーツの世界に取り込む「行動変容」を促す視点が必要である。このことは、スポーツに興味・関心のない人たちをスポーツの実施に直接的に促すという観点だけではなく、例えば、スポーツを「みる」ことや「ささえる」ことを通して、スポーツの価値を認識し、「する」ことに行動変容を期待することもできる。
- 同様に、「する」「みる」価値に触れることで「ささえる」立場からスポーツに参画するケースも考えられる。このように、どのような取組がスポーツ参画の促進につながるのかの方策については、本ガイドラインの策定に当たり、引き続き検討が必要である。
- 例えば、デスクワークに対しては、「就業時間中に少なくとも2時間程度はデスクワークに伴う座位行動を減らし、低強度の活動(立ったり、軽く歩いたりすること等)に充て、理想的には4時間まで抜げること」等の提言もあり、座位時間を減らすための取組として、スタンディングデスク等を有効活用した職場環境の整備を提案している専門家もいる。こういったエビデンスを踏まえ、座りすぎの解消がスポーツ参加の促進につながるような仕掛けが必要である。
- また、例えば、平成26年度調査³では、「ボランティアでスポーツ指導を行う理由」を聞いたところ、「スポーツの楽しさを教えたい」「自分自身がスポーツを楽しみたい」といったスポーツそのものに関わることに意義をみいだしている回答や、「地域社会に貢献したい」といった社会貢献、「いろいろな人と出会いたい」といった社会的動機に基づくものなど様々であり、「みる」「ささえる」スポーツが有するスポーツの価値の研究が重要である。

³ 平成26年度文部科学省委託調査「スポーツにおけるボランティア活動活性化のための調査研究（スポーツにおけるボランティア活動を実施する個人に関する調査研究）」

第3章 スポーツへの参画を促すための3つの方向性

①スポーツ実施率向上に向けた方向性(「する」スポーツの拡大)

<目標例>

○成人の週1回以上のスポーツ実施率を、2021年度末までに65%に向上することを旨とする。

○○○○

(1) 子供世代への働きかけ

1. 場所の確保
2. 地域での取組

(2) 若者世代への働きかけ

【平日の取組】

1. 早朝や仕事帰りの時間帯の有効活用
2. 民間事業者に対するアプローチ(勤務時間、休憩時間を活用した取組)

【休日の取組】

1. 親子参加型のスポーツ教室の促進
2. スポーツツーリズム(スポーツを目的とした旅行)の推進
3. スポーツ施設の利便性向上(託児所の設置など)
4. 新しいスポーツの普及・開発(多様なスポーツへの関わり)
5. スポーツイベントの実施(スポーツに触れる機会の創出)

(3) 中高年層への働きかけ

1. スポーツを通じた健康増進
2. グループで行うスポーツ活動の推進

②スポーツの裾野拡大に向けた方向性（「みる」「ささえる」スポーツの拡大）

<目標例>

〇〇〇〇

（１）「みる」スポーツに関わるスポーツ人口の拡大

1. スポーツファンを増やす取組
2. マスメディアを活用した取組

（２）「ささえる」スポーツに関わるスポーツ人口の拡大

1. 子供のスポーツ活動への保護者の参画事例
2. スポーツボランティア拡大に向けた取組

③スポーツの安全実施に向けた方向性

<目標例>

〇〇〇〇

○スポーツ事故・外傷・障害等を未然に防止するための取組

1. 地域の医療機関の専門家等との連携
2. 各競技種目の特性に応じた安全指針の策定
3. 熱中症予防の徹底
4. スポーツ施設等安全管理講習の開催（施設・設備の点検、指導方法、過去のスポーツ事故事例の発生原因とその対応策、A E Dの活用を含む応急手当等）